

平成27年度補正予算

中小企業等の省エネ・生産性 革命投資促進事業費補助金

リース契約における 交付申請書類の作成方法

平成28年7月 1.2版

本書は、平成27年度補正予算 中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金（以下、「本事業」という。）において、補助対象となる設備をリース契約によって導入する場合に必要な、交付申請書類の作成方法について説明しています。

目次

第1章 リース契約利用時の注意点	P.2
1-1 リース契約利用時の注意点	P. 3
1-2 提出書類一覧	P. 4
1-3 リース料金算出の考え方	P. 5
第2章 リース関連書類の作成	P.6
2-1 リース契約内容申告書の作成方法	P. 7
2-2 リース料金計算書の作成方法	P. 11

■ 更新履歴

No.	版番	更新日	更新ページ	更新内容
1	1.0	2016/03/22		初版作成
2	1.1	2016/03/28	P.9 , P.12	積算でリース料金を計算する場合の記入例を修正
3	1.2	2016/07/29	P.3	主申請者、共同申請者の定義について追記
			P.1~P.16	全ページのレイアウトを整備・調整

第1章 リース契約利用時の注意点

リースを利用して申請する際に注意すべき点を説明します

1-1 リース契約利用時の注意点

本事業においてリースを利用して申請する場合は、「交付申請の手引き（3次公募用）」（以下、「交付申請の手引き」という。）と併せて、本書をよく読んでから、申請の準備を行ってください。

■リース契約の要件

リース契約の要件は下記のとおりです。

- ・設備使用者とリース事業者による共同申請を行い、リース事業者は1申請につき1社とすること。
※主申請者と共同申請者の定義
【主申請者】補助対象設備を実際に使用、及び管理する事業者のことを指す。（＝設備使用者）
【共同申請者】リース事業者のことを指す。
- ・同一事業において、自己購入とリースの併用がないこと。
- ・割賦契約でないこと。
※割賦契約は補助対象外。
- ・残価付リース、所有権移転（購入選択権）付リースでないこと。
※残価設定の無い契約であること。
- ・補助対象となる設備等のリース契約期間が、契約内の最長の処分制限期間（法定耐用年数の間）補助対象設備等を使用することが規定された契約内容とすること。
なお、最長の処分制限期間（法定耐用年数の間）を下回る契約期間であっても、再リース等の規約がある場合は、法定耐用年数10年以上の補助対象設備の場合は処分制限期間の6割以上の契約期間、法定耐用年数10年未満の補助対象設備の場合は処分制限期間の7割以上の契約期間であれば対象とし、かつ法定耐用年数が経過するまで再リース契約がなされ、使用の継続が特約等で確認できること。
- ・補助金がある場合の計算で、リース対象費用（元本）から補助金交付額を差し引いた金額によって金利が計算されていること（リース料金算出後に、補助金交付額を差し引いていないこと）。
- ・補助金がある場合とない場合のリース料金計算書において、リース料金の違い（例：金利・手数料分の金額）が適切に計算されていることが確認でき、リース対象費用（元本）とリース契約期間は双方のリース料金計算書で一致していること。



交付申請に係る審査では、上記のほか公募要領等で示した要件すべてを満たしていることを確認します。必ず交付申請の手引きを参照してください。

1-2 提出書類一覧

■ 提出書類

リースを利用して申請する場合は、交付申請の手引き P. 79「■ 交付申請書類一覧表」に記載の全必要書類（No. 1～添付4）と併せて、同表に記載の添付6を作成・提出してください。

[交付申請書類一覧表 添付6]

書類名称	入手方法	原本または写し
	書類の目的	
リース契約内容申告書	ダウンロード	原本
	交付申請時に明示する必要項目（設備の法定耐用年数など）を整理します。	
リース料金計算書	ダウンロード	原本
	今回の補助金申請に必要なリース料金計算を簡便に行うための補助様式です。	
リース契約書案	別途入手	写し
	リース契約書の案を提示する必要があります。（この時点では まだ契約を結ばないこと ） ※メーカー名、製品名、型番、数量、及び法定耐用年数を、必ず記載してください。	

※ファイリング方法やファイリング順についての詳細は、交付申請の手引き「第7章 交付申請書類の提出」-[7-4 交付申請書類のファイリング]を参照してください。

※リース契約を複数結んでいる場合は、契約ごとに書類を綴じてください。

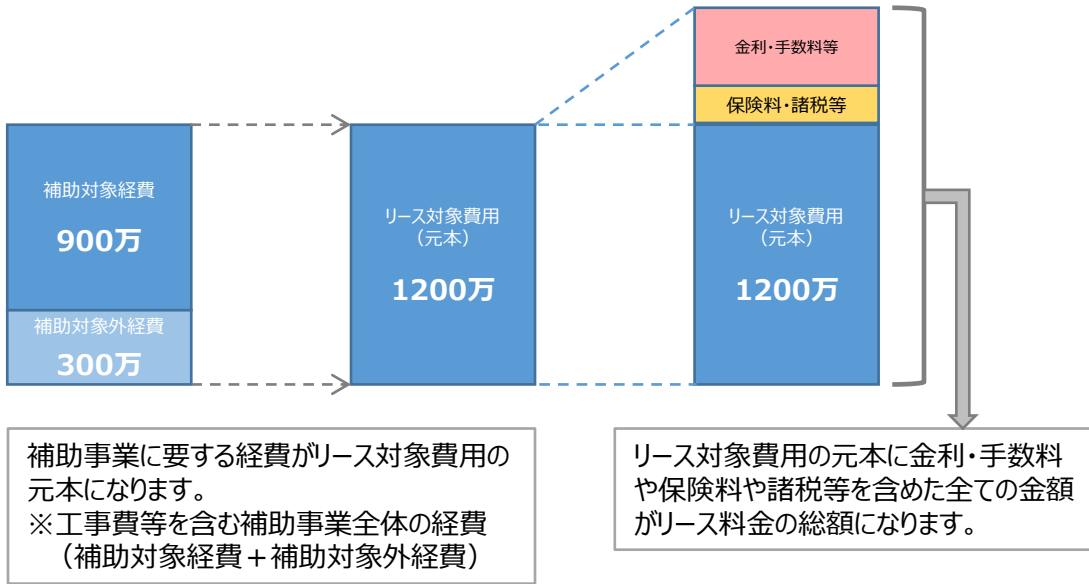
次ページに、リース料金計算の基本的な考え方を図解しています。
図を参考に、必要書類を作成してください。

1-3 リース料金算出の考え方

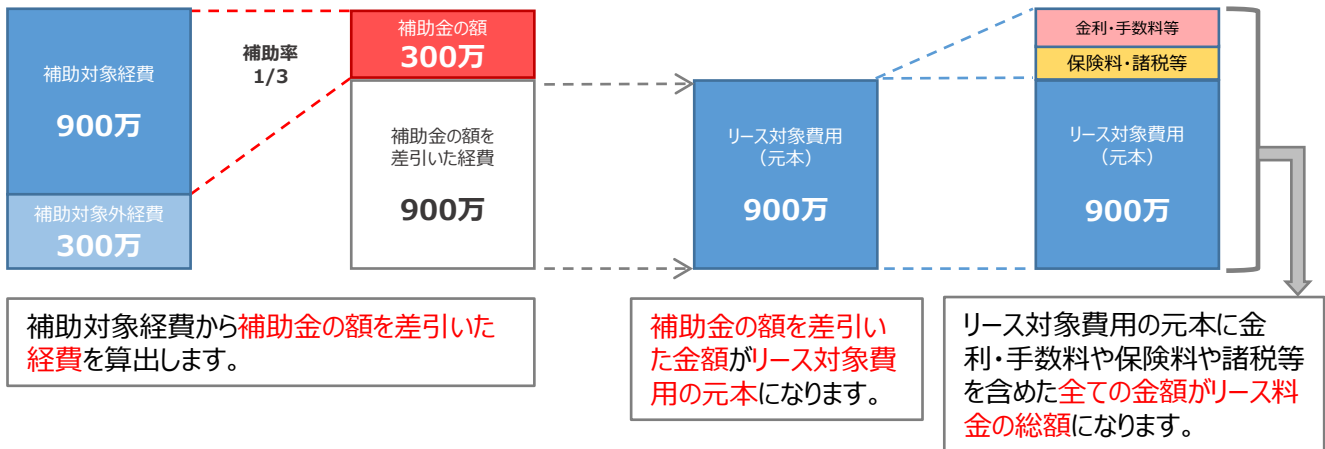
■ 本事業におけるリース料金算出の考え方

本事業におけるリース料金計算に対する考え方は、下記のとおりです。

通常のリース料金の算出（補助金がない場合）



本事業におけるリース料金の算出（補助金がある場合）



第2章 リース関連書類の作成

共同申請を行う場合に必要な書類の作成方法を説明します

2-1 リース契約内容申告書の作成方法

■リース契約内容申告書の作成方法

リース契約内容申告書の作成方法は、下記のとおりです。
入力項目についての説明は、該当ページを参照してください。

⚠️ リース契約を複数結んでいる場合は、契約ごとに書類を作成してください。

リース契約内容申告書

※複数のリース契約により設備を調達する場合、契約ごとに提出してください。

記入日: 平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日
申請書番号: KT-XXXXXXXXXXXX (1 / 1)

補助事業者名	〇〇工業株式会社
共同申請者名	株式会社〇〇リース
事業所名	〇〇工場
契約件数合計	1
契約№	1

リース契約内容申告書

リース契約に関する情報									
初回リース 契約期間の年数	再リース 契約期間の年数	リース契約期間の 合計	対象機器等の最長 法定耐用年数	法定耐用年数に達するまで再リースが継続されることが確認でき る事業者と共同申請者 が取得した設備 のリース	初回リース終了 時の残価 率(%)が個別 割賦契約	割賦契約	所有権移転付 リース	共同申請者(リース事業者) と設備の調達先との 関係(注)	
84 ヶ月	36 ヶ月	120 ヶ月	10 年	証憑 特約事項	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 該当しない	<input checked="" type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> 該当する	
7 年	3 年	10 年	初回リースの割合 70%	記載箇所 第3条第2項	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 該当しない	<input checked="" type="checkbox"/> 該当しない	<input checked="" type="checkbox"/> 該当しない	

(注) 公募要領P.23「特約事項」利益等排除について「補助事業者」には「リース事業者」(補助金受取事業者)も含まれます。リース事業者が補助事業者という前提で利益等排除が必要な場合には「該当する」を選択してください。リース事業者と調達先との関係が「該当しない」(利益等排除が不要)でも、機器等の使用者と調達先との関係が「公募要領P.23「特約事項」利益等排除について」の「1. 利益等排除の対象となる調達先」に該当する場合は 利益等排除が必要です。

契約に含まれる設備の情報				
No.	メーカー	型番	数量	法定耐用年数
1	〇〇〇社	KT-170	100	10
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

＜申請情報 入力欄＞
P.8で説明

＜リース契約に関する
情報 入力欄＞
P.9で説明

2-1 リース契約内容申告書の作成方法

<申請情報 入力欄>

リース契約内容申告書

※複数のリース契約により設備を調達する場合、契約ごとに提出してください。

1 記入日: 平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日
 2 申請書番号: KT-XXXXXXXXXXXX
 3 (1 / 1)

4	補助事業者名	〇〇工業株式会社
	共同申請者名	株式会社〇〇リース
	事業所名	〇〇工場
5	契約件数合計	1
6	契約No.	1

No.	記入項目	概要
1	記入日	リース契約内容申告書の作成日を入力してください。 ※リース契約内容申告書を修正・再提出する場合は、その日付を入力してください。
2	申請書番号	K T から始まる申請書番号を入力してください。
3	項番	複数のリース契約内容申告書を提出する場合は、総枚数と通し番号を入力してください。 例) リース契約内容申告書を3枚提出したうちの2枚目に「(2 / 3)」と入力する。 ※1枚のみ提出する場合は、「(1 / 1)」と入力してください。
4	補助事業者名 共同申請者名 事業所名	補助事業ポータルに入力したものと同じ情報を入力してください。
5	契約件数合計	補助事業全体のリース契約数を入力してください。
6	契約No.	複数のリース契約がある場合は、どの契約のリース契約内容申告書か判別できる番号等を入力し、また、別途用意するリース契約書案の右上(余白)にも同じ番号等を入力してください。

CHECK!

- 記入日は、リース契約内容申告書を作成・修正した日になっていますか？
- 申請書番号の記号・数字に抜けや間違いはありませんか？
- リース契約内容申告書は、リース契約ごとに作成していますか？（複数のリース契約がある場合）

2-1 リース契約内容申告書の作成方法

必ず「見積書」や「リース契約書案」等を参照しながら作成してください。

<リース契約に関する情報 入力欄>

リース契約内容申告書									
1 リース契約に関する情報									
1-1	1-2	1-3		1-4		1-5	1-6	1-7	1-8
初回リース 契約期間の年数	再リース 契約期間の年数	リース契約期間の 合計	対象機器等の最長 法定耐用年数	法定耐用年数に達するまで再リースが継続されることが確認できる証憑名と記載箇所 ※初回リース契約期間が対象機器等の最長法定耐用年数に満たない場合のみ記入		初回リース終了 時の残価 ※「無」が原則	割賦契約	所有権移転付 リース	共同申請者(リース事業者)と設備の調達先との関係(注)
84 ヶ月	36 ヶ月	120 ヶ月	10 年	証憑	特約事項	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 該当しない	<input checked="" type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> 該当する
7 年	3 年	10 年	初回リースの割合 70%	記載箇所	第3条第2項				<input checked="" type="checkbox"/> 該当しない

(注) 公募要領P.23【補足④】利益等排除について、「補助事業者」には「リース事業者」(補助金受取事業者)も含まれます。リース事業者が補助事業者という前提で利益等排除が必要な場合には「該当する」を選択してください。リース事業者と調達先の関係が「該当しない」(利益等排除が不要)でも、機器等の使用者と調達先の関係が「公募要領P.23【補足④】利益等排除について」の「1. 利益等排除の対象となる調達先」に該当する場合は、利益等排除が必要です。

2 契約に含まれる設備の情報				
No.	2-1 メーカー	2-2 型番	2-3 数量	2-4 法定耐用年数
1	〇〇〇社	KT-170	100	10
2				
3				

項目	No.	記入項目	概要
1 リース 契約 に関する 情報	1-1	初回リース契約期間の年数	初回リース契約期間を「月」単位で入力してください。 ※入力した内容を基に、青いセルが自動計算されます。
	1-2	再リース契約期間の年数	再リース契約を結ぶ場合は、再リース契約期間を「月」単位で入力してください。 ※再リース契約を結ばない場合は、何も入力しないでください。
	1-3	対象機器等の最長法定耐用年数	2の「契約に含まれる設備の情報」から、法定耐用年数が最も長い設備の法定耐用年数を入力してください。
	1-4	法定耐用年数に達するまで再リースが継続されることが確認できる証憑名と記載箇所	初回リース契約期間が法定耐用年数に満たない場合は、法定耐用年数に達するまで再リースがなされ、使用が継続されることが確認されている箇所を入力してください。 ※再リース契約を結ばない場合は、何も入力しないでください。

2-1 リース契約内容申告書の作成方法

項目	No.	記入項目	概要
1 リース契約に関する情報	1-5	初回リース終了時の残価	初回リース契約期間終了時に、リース対象費用（元本）分の支払いがすべて完了する場合は、「無」をチェックしてください。 ※原則、「無」にチェック。
	1-6	割賦契約	締結予定の契約が割賦契約ではない場合は、「無」をチェックしてください。 ※原則、「無」にチェック。
	1-7	所有権移転付リース	締結予定のリース契約が所有権移転付リースではない場合は、「無」をチェックしてください。 ※原則、「無」にチェック。
	1-8	共同申請者（リース事業者）と設備の調達先との関係	公募要領P. 2 3「【補足④】利益等排除について」の「補助事業者」には「リース事業者」（補助金受取事業者）も含まれます。リース事業者が補助事業者という前提で利益等排除が必要な場合には、「該当する」を選択してください。 ※ リース事業者と調達先の関係が「該当しない」（利益等排除が不要）であっても、設備の使用者と調達先の関係が「公募要領P. 2 3「【補足④】利益等排除について」の「1. 利益等排除の対象となる調達先」に該当する場合は、利益等排除が必要です。
2 契約に含まれる設備の情報	2-1	メーカー	リース契約書案に記載された補助対象設備の情報を入力してください。
	2-2	型番	
	2-3	数量	
	2-4	法定耐用年数	

CHECK!

「最長の法定耐用年数」として選択した設備と、その年数に誤りはありませんか？

導入予定設備の見積書からの転記漏れはありませんか？

2-2 リース料金計算書の作成方法

■リース料金計算書の作成方法

リース料金計算書の作成方法は、下記のとおりです。
入力項目についての説明は、該当ページを参照してください。

⚠ リース契約を複数結んでいる場合は、契約ごとに書類を作成してください。

記入日: 平成 28 年 3 月 22 日
 申請書番号: KT-999999999 (1 / 2)

リース料金計算書

※複数のリース契約により機器等を調達する場合、契約ごとに提出してください。
※前提条件に加え、①か②のいずれかの計算方法でリース料金を計算してください

補助事業者名	革命投資株式会社				
共同申請者名	革命リース株式会社				
事業所名	革命第一事業所				
契約件数合計	2				
契約№	1				
		リース契約の 総額	49,400,000	円	

前提条件

A	リース契約期間の月数		120	ヶ月
	Aのうち 初回リース契約期間		84	ヶ月
	Aのうち 再リース契約期間		36	ヶ月
B	リース対象費用(元本)		30,000,000	円
	Bのうち 補助対象経費(税抜)		27,000,000	円
	Bのうち 補助対象外経費(税抜)		3,000,000	円

■リース料金計算方法を選択してください

①リース対象費用(元本)、贈税、保険料、金利の積算でリース料金を計算する

		補助金がない場合		補助金がある場合	
C	補助金の額	0	円	9,000,000	円
D	補助金差引後の リース対象費用(元本)(税抜)(B-C)	30,000,000	円	21,000,000	円
E	初回リース契約期間の 金利・手数料・税・保険料等(税抜)	5,000,000	円	3,000,000	円
F	初回リース契約期間の リース料金支払額合計(税抜)(D+E)	35,000,000	円	24,000,000	円
G	再リース契約期間の リース料金支払額合計(税抜)	1,200,000	円	700,000	円
H	リース料金支払額総合計(税抜)(F+G)	36,200,000	円	24,700,000	円

②リース対象費用(元本)×リース利率によってリース料金を計算する

		補助金がない場合		補助金がある場合	
C	補助金の額	0	円	9,000,000	円
D	補助金差引後の リース対象費用(元本)(税抜)(B-C)	30,000,000	円	21,000,000	円
E1	初回リース契約期間の リース利率	1.388	%	1.388	%
E2	初回リース契約期間の 月額リース料金(税抜)	416,400	円	291,480	円
F	初回リース契約期間の リース料金支払額合計 (金利・手数料・税・保険料等を含む)(税 抜)	35,000,000	円	24,000,000	円
G	再リース契約期間の リース料金支払額合計(税抜)	1,200,000	円	700,000	円
H	リース料金支払額総合計(税抜)(F+G)	36,200,000	円	24,700,000	円
	リース契約による経費用(税抜)(F-D)	5,000,000	円	3,000,000	円

▼支払額が①の金額と異なる回がある場合は明細を添付してください
▼支払額が②の金額と異なる回がある場合は明細を添付してください

リース契約書(案)とリース契約内容申告書、及びリース料金計算書の内容に誤りがない事を確認しました。

内容確認者 革命太郎 印

＜申請情報 入力欄＞
P.12で説明

＜前提条件 入力欄＞
P.13で説明

＜積算でリース料金を
計算する場合＞
P.14で説明

⇕

どちらか一方のみ
記入します

＜料率でリース料金を
計算する場合＞
P.15で説明

＜内容確認者 入力欄＞
P.16で説明

2-2 リース料金計算書の作成方法

<申請情報 入力欄>

1 記入日: 平成 28 年 3 月 22 日
2 申請書番号: KT-9999999999
3 (1 / 2)

リース料金計算書

※複数のリース契約により機器等を調達する場合、契約ごとに提出してください。
 ※前提条件に加え、①か②のいずれかの計算方法でリース料金を計算してください

4 補助事業者名	革命投資株式会社
5 共同申請者名	革命リース株式会社
6 事業所名	革命第一事業所
契約件数合計	2
契約数	1

7

リース契約の総額	49,400,000	円
----------	------------	---

No.	記入項目	概要	
1	記入日	リース料金計算書の作成日を入力してください。 ※リース料金計算書を修正・再提出する場合は、その日付を入力してください。	
2	申請書番号	K T から始まる申請書番号を入力してください。	
3	項番	複数のリース料金計算書を提出する場合は、総枚数と通し番号を入力してください。 例) リース料金計算書を3枚提出したうちの2枚目に「(2 / 3)」と入力する。 ※1枚のみ提出する場合は、「(1 / 1)」と入力してください。	
4	補助事業者名 共同申請者名 事業所名	補助事業ポータルに入力したものと同じ情報を入力してください。	
5	契約件数合計		補助事業全体のリース契約数を入力してください。
6	契約No.		複数のリース契約がある場合は、どの契約のリース料金計算書か判別できる番号等を記入し、また、別途用意するリース契約書案の右上(余白)にも同じ番号等を入力してください。
7	リース契約の総額	リース契約の総額を入力してください。契約が複数ある場合は、全ての契約の総額を入力してください。	

CHECK!

- 記入日は、リース料金計算書を作成・修正した日になっていますか？
- 申請書番号の記号・数字に抜けや間違いはありませんか？
- リース料金計算書は、リース契約ごとに作成していますか？（複数のリース契約がある場合）

2-2 リース料金計算書の作成方法

<前提条件 記入欄>

前提条件				
1	A	リース契約期間の月数	120	ヶ月
1-1	A1	Aのうち 初回リース契約期間	84	ヶ月
1-2	A2	Aのうち 再リース契約期間	36	ヶ月
2	B	リース対象費用(元本)	30,000,000	円
2-1	B1	Bのうち 補助対象経費(税抜)	27,000,000	円
2-2	B2	Bのうち 補助対象外経費(税抜)	3,000,000	円
■リース料金計算方法を選択してください			3 積算	

No.	記入項目	概要
1	リース契約期間の月数	初回リース、再リースを通算したリース契約期間を「月」単位で入力してください。
1-1	Aのうち 初回リース契約期間	通算リース契約期間のうち、初回リース契約期間を「月」単位で入力してください。
1-2	Aのうち 再リース契約期間	通算リース契約期間のうち、再リース契約期間を「月」単位で入力してください。
2	リース対象費用(元本)	リース契約の対象となる経費（元本）の合計を入力してください。
2-1	Bのうち 補助対象経費(税抜)	リース契約の対象となる経費のうち、補助対象となる金額を入力してください。
2-2	Bのうち 補助対象外経費(税抜)	リース契約の対象となる経費のうち、補助対象とならない金額を入力してください。
3	リース料金計算方法	リース料金計算方法を「積算」、又は「料率」から選択してください。

CHECK!

- リース契約期間、リース対象費用の転記ミスはありませんか？
- リース契約の対象でない経費を入力していませんか？
- 合計金額等の計算結果は検算しましたか？

2-2 リース料金計算書の作成方法



・補助金が無い場合、有る場合のそれぞれについて、下記の項目を入力してください。
 ・補助金の有無によるリース料金の違い（例：金利・手数料の金額）を適切に計算してください。

<積算でリース料金を計算する場合 記入欄>

①リース対象費用(元本)、諸税、保険料、金利の積算でリース料金を計算する

		補助金が無い場合	補助金がある場合
1	C 補助金の額	0 円	9,000,000 円
2	D 補助金差引後のリース対象費用(元本)(税抜)(B-C)	30,000,000 円	21,000,000 円
3	E 初回リース契約期間の金利・手数料・税・保険料等(税抜)	5,000,000 円	3,000,000 円
4	F 初回リース契約期間のリース料金支払額合計(税抜)(D+E)	35,000,000 円	24,000,000 円
5	G 再リース契約期間のリース料金支払額合計(税抜)	1,200,000 円	700,000 円
6	H リース料金支払額合計(税抜)(F+G)	36,200,000 円	24,700,000 円

No.	記入項目	概要
1	補助金の額 ※「補助金がある場合」欄のみ入力	契約ごとの補助金の額を入力してください。 ※複数契約がある場合は、按分した補助金の額を記入してください。
2	補助金差引後のリース対象費用(元本)(税抜)	当初のリース対象費用(元本)から補助金の額を控除した金額(B-Cの金額)を入力してください。
3	初回リース契約期間の金利・手数料・税・保険料等(税抜)	初回リース契約期間内の金利・税・保険料等の合計を入力してください。
4	初回リース契約期間のリース料金支払額合計(税抜)	初回リース契約期間内に支払われるリース料金の合計(D+E)を入力してください。 ※月額料金等ではないことに注意してください。
5	再リース契約期間のリース料金支払額合計(税抜)	再リース契約期間内に支払われるリース料金の合計を入力してください。 ※年額料金等ではないことに注意してください。
6	リース料金支払額 総合計(税抜)	初回リース、再リース契約期間を通して支払われるリース料金の総額(F+G)を入力してください。

CHECK!

- 補助金の額の転記ミスはありませんか？
- 補助金の有無によるリース料金の違い(例：金利・手数料の金額)が、適切に計算されていますか？
- 合計金額等の計算結果は検算しましたか？

2-2 リース料金計算書の作成方法



・補助金が無い場合、有る場合のそれぞれについて、下記の項目を入力してください。
 ・補助金の有無によるリース料金の違い（例：金利・手数料の金額）を適切に計算してください。

<料率でリース料金を計算する場合 記入欄>

②リース対象費用(元本)×リース料率によってリース料金を計算する

		補助金が無い場合	補助金がある場合
1	C 補助金の額	0 円	9,000,000 円
2	D 補助金差引後のリース対象費用(元本)(税抜)(B-C)	30,000,000 円	21,000,000 円
▼支払額がE2の金額と異なる回がある場合は明細を添付してください			
3	E1 初回リース契約期間のリース料率	1.388 %	1.388 %
4	E2 初回リース契約期間の月額リース料金(税抜)	416,400 円	291,480 円
5	F 初回リース契約期間のリース料金支払額合計(金利・手数料・税・保険料等を含む)(税抜)	35,000,000 円	24,000,000 円
6	G 再リース契約期間のリース料金支払額合計(税抜)	1,200,000 円	700,000 円
7	H リース料金支払額合計(税抜)(F+G)	36,200,000 円	24,700,000 円
8	リース契約による諸費用(税抜)(F-D)	5,000,000 円	3,000,000 円

No.	記入項目	概要
1	補助金の額 ※「補助金がある場合」欄のみ入力	契約ごとの補助金の額を入力してください。 ※複数契約がある場合は、按分した補助金の額を記入してください。
2	補助金差引後のリース対象費用(元本)(税抜)	当初のリース対象費用(元本)から補助金の額を控除した金額(B-Cの金額)を入力してください。
3	初回リース契約期間のリース料率	初回リース契約期間内のリース料率を入力してください。
4	初回リース契約期間の月額リース料金(税抜)	初回リース契約期間内の月額リース料金を入力してください。
5	初回リース契約期間のリース料金支払額合計(金利・手数料・税・保険料等)(税抜)	初回リース契約期間内に支払われるリース料金の合計を入力してください。 ※月額料金等ではないことに注意してください。
6	再リース契約期間のリース料金支払額合計(税抜)	再リース契約期間内に支払われるリース料金の合計を入力してください。 ※年額料金等ではないことに注意してください。

2-2 リース料金計算書の作成方法

No.	記入項目	概要
7	リース料金支払額総合計(税抜)	初回リース、再リース契約期間を通して支払われるリース料金の総額 (F + G) を入力してください。
8	リース契約による諸費用(税抜)	リース契約による諸費用 (F - D) を入力してください。

CHECK!

- 補助金の額の転記ミスはありませんか？
- 補助金の有無によるリース料金の違い(例：金利・手数料の金額)が、適切に計算されていますか？
- 合計金額等の計算結果は検算しましたか？

<内容確認者 入力欄>

リース契約書(案)とリース契約内容申告書、及びリース料金計算書の内容に誤りが無い事を確認しました。

1

内容確認者

2

印

No.	記入項目	概要
1	内容確認者	契約内容、及び計算結果が正しいことを確認したリース事業者の担当者名を入力してください。
2	内容確認者印	上記 1 の担当者印を朱印で押印してください。

以上でリース契約における交付申請書類の作成方法の説明を終わります。
 その他の交付申請書類の作成、提出方法等については、「交付申請の手引き」を参照してください。

本事業に関するお問い合わせ窓口

一般社団法人 環境共創イニシアチブ（略称SII）

TEL:0570-783-755（ナビダイヤル）

IP電話からのご連絡 TEL:042-303-1533

<受付時間：9:00～17:00（土曜、日曜、祝日を除く）>

通話料がかかりますのでご注意ください。

SIIホームページ

<https://sii.or.jp/>